

山口県報

平成19年
2月16日
(金曜日)

目次

告示

新たに生じた土地の確認の届出(平生町)(市町課).....一

産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請(廃棄物・リサイクル対策課).....一

結核予防法の規定に基づく医療機関の指定(健康増進課).....二

特定計量器の定期検査の実施(計量検定所).....二

道路の位置の指定(建築指導課).....五

公告

国土調査の成果の認証(地域政策課).....五

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....五

土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課).....六

土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....六

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....七



山口県告示第七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、平生町長から平生町の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十八年十二月二十二日確認した旨の届出があった。

平成十九年二月十六日

山口県知事 二井 関 成

熊毛郡平生町大字尾国字南大久保一一八の三から同大字大久保一九六の一までに沿

接する県道光上関線地先公有水面で、次の1の地点から24の地点までを順次結んだ線及び1の地点と24の地点を結ぶ平成十二年秋分の満潮位(D.L. + 二・七メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地一、四三七・〇一平方メートル

- 1の地点 熊毛郡平生町大字尾国字唐釜の唐釜三等三角点(北緯三三度五十一分四一・六五〇秒東経一三三度〇六分五四・〇三九秒)から三〇度三五分四八秒七三
- 八・二五メートルの地点

- 2の地点 1の地点から三〇〇度四〇分〇八秒四・七四メートルの地点
- 3の地点 2の地点から三〇度三五分四八秒一・二四メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二四度四六分四〇秒一五・六四メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一四度五〇分二六秒二・〇六メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一四度〇六分〇三秒四・五八メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二四度四四分三三秒二〇・一二メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二六度二二分一四秒二〇・一七メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二七度二七分一八秒八・五三メートルの地点
- 10の地点 9の地点から三〇度一九分一六秒六・八一メートルの地点
- 11の地点 10の地点から二七度五九分四四秒六四・七一メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二七度四一分三三秒一九・九二メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二五度三八分四九秒九・七四メートルの地点
- 14の地点 13の地点から三三度〇〇分五九秒九・七六メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二〇度二二分〇七秒八・〇九メートルの地点
- 16の地点 15の地点から一七度〇五分〇八秒一・三六メートルの地点
- 17の地点 16の地点から一四度五三分二〇秒九・八七メートルの地点
- 18の地点 17の地点から二五度五二分五四秒九・八五メートルの地点
- 19の地点 18の地点から一三度〇七分三七秒一三・五一メートルの地点
- 20の地点 19の地点から一三度三四分四五秒六・六一メートルの地点
- 21の地点 20の地点から一四度四八分一一秒一・四五メートルの地点
- 22の地点 21の地点から一七度一九分二九秒八・九三メートルの地点
- 23の地点 22の地点から二〇度〇九分二八秒七・四九メートルの地点
- 24の地点 23の地点から二〇度五八分二八秒三・八二メートルの地点

山口県告示第七十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の二

の五第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。
 当該申請書及び当該変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、平成十九年二月十六日から同年三月十六日までの間、山口県宇部環境保健所及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年二月十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者 氏 名 田中 清喜
住 所 山陽小野田市大字小野田七一九番地
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
山陽小野田市大字小野田字二反田一四六六番の一部及び一四六七番の一部並びに字二反田一 七二六四番一の一部
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
安定型最終処分場
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く)、陶磁器くず及びがれき類
- 五 申請年月日
平成十九年七月七日

山口県告示第七十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年二月十六日

山口県知事 二井 関 成

- 名 称 所 在 地
- 西川医院 宇部市大字西岐波三二五の一
- 医療法人社団えさき内科クリニック 山口市吉敷三九六の一
- 医療法人社団近藤医院 岩国市美和町佐坂三七〇の一

医療法人社団滴翠会多田ク
リニック 光市島田一丁目一番二二号
徳久歯科クリニック 宇部市松山町一丁目七番二〇号
第一薬局労災病院前店 山陽小野田市大字小野田一三〇〇の二八

山口県告示七十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十九年二月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 区域	二 検査の期日、場所等	時 間	場 所
防府市	平成一九、四、一七	午前一〇時から正午まで	防府市宮市福祉センター
"	"	午後一時三〇分から午後三時まで	防府市小野公民館
"	"	午前一〇時から午前一一時三〇分まで	防府市大字富海一二五八の一
"	"	午後一時から午後三時三〇分まで	防府市牟礼公民館
"	"	午前一〇時から午前一一時三〇分まで	防府市向島公民館
"	"	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	防府市野島公民館
"	"	午前一〇時から正午まで	防府市華浦学習等供用会館
"	"	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	防府市右田公民館
"	"	午前一〇時から午前一一時三〇分まで	防府市新田学習等供用会館
"	"	午後一時から午後四時まで	防府市中関公民館
"	"	午前九時三〇分から午前一一時三〇分まで	防府市大字台道一三九一の一
"	"	午後一時から午後四時まで	防府市とくち農業協同組合大道支所
"	"	午後一時から午後四時まで	防府市公設青果物地方卸売市場

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"				
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"				
"	二五	二二	"	"	"	"	"	二〇	"	"	一九	"	"	一八	一五	"	一四	"	二三				
午後一時から午後三時三〇分まで	午前一時三〇分から午前二時三〇分まで	午前一時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで	午後二時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時から午後二時まで	午後二時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午前一時三〇分まで	午後一時から午後三時まで	午前九時から午前一時三〇分まで	午後三時から午後四時三〇分まで	午後一時から午後二時まで	午後九時三〇分から午前一時三〇分まで	午後二時三〇分から午後四時三〇分まで	午後一時三〇分から正午まで及び午後一時から午後二時まで	午後九時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午後一時三〇分から午後四時三〇分まで	午後一時から正午まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後四時三〇分から午後五時三〇分まで	午前一時から正午まで				
岩国市周東保健センター	岩国市米川出張所	岩国市玖珂総合支所	美川林業センター	岩国市南桑出張所	岩国市美川総合支所	錦農村環境改善センター	岩国市深須出張所	岩国市高根出張所	岩国市本郷総合支所	美和西部ふれあいセンター	岩国市美和保健センター	岩国市東供用会館	岩国市中央公民館	岩国市地方卸売市場	岩国市川下供用会館	岩国市中央公民館小瀬分館	岩国市灘供用会館	山口東農業協同組合通津支所	岩国市通津二五六七	岩国市柱島一三六の一	岩国市農業協同組合柱島支所	岩国市装港供用会館	岩国市中央公民館藤河分館

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
午後一時三〇分から午前二時三〇分まで	午後一時から午後二時まで	午後一時三〇分から午前二時三〇分まで	午後一時から午後二時まで	午後一時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から正午まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時から午後二時まで	午後二時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午前一時三〇分まで	午後一時から午後二時まで	午後九時三〇分から午前一時三〇分まで	午後二時三〇分から午後四時三〇分まで	午後一時三〇分から正午まで及び午後一時から午後二時まで	午後九時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	午後一時三〇分から午後四時三〇分まで	午後一時から正午まで	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	午後四時三〇分から午後五時三〇分まで	午前一時から正午まで	午後四時から午後四時三〇分まで	午後九時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで	午後四時から午後四時三〇分まで	
柳井市役所平郡出張所	柳井市役所阿月出張所	柳井市役所日積出張所	柳井市役所伊保庄出張所	柳井市役所	アクティブやない	柳井市柳東文化会館	柳井市役所新庄出張所	柳井市役所余田出張所	柳井市役所伊陸出張所	柳井市役所大畠総合支所	柳井市役所	柳井市役所	柳井市役所	柳井市役所	柳井市役所	柳井市役所	柳井市役所	柳井市役所	柳井市役所	柳井市役所	柳井市役所	柳井市役所	柳井市役所

午後一時から午後二時まで
柳井市役所平郡出張所西平郡連絡所

平成十九年七月十九日から同年九月二十八日まで、山口県計量検定所において実施する。
三 所在場所における定期検査の期間
平成十九年七月二十三日から同月三十一日まで
四 指定定期検査機関の名称
社団法人山口県計量振興協会

一 区域 玖珂郡
二 検査の期日、場所等
期 日 時 間 場 所

平成一九、七、二五 午前一〇時三〇分から正午 和木町体育センター
平成十九年七月二十六日から同年九月二十八日まで、山口県計量検定所において実施する。
三 所在場所における定期検査の期間
平成十九年八月一日から同月三十一日まで
四 指定定期検査機関の名称
社団法人山口県計量振興協会

山口県告示第七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十九年二月十六日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地 下松市大字末武上字宮田四八七の一及び四八七の二地先並びに字宮ノ下四九二の二三	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
四・〇〇六・〇	四六・一	二五九・八二	



(七六) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十九年二月十六日

一 国土調査を行った者の名称等

山口県知事 二井 関 成

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
秋 芳 町	平成十六年五月十一日から平成十八年三月二十五日まで	秋芳町地籍簿	大字別府の一部

二 認証年月日

平成十九年二月十六日

(七七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十九年二月十六日から同年六月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年二月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキ宇部店

所在地 宇部市明神町二丁目二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 上原 治也

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 おいて小売業を行う者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
ダイキ株式会社		山下 雄輔	佐藤 一郎

四 届出年月日

平成十九年二月六日

五 変更年月日

平成十八年十一月二十二日

(七八) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年二月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町名 周南市

施行地区 落迫地区

事業の種類 ため池の整備

二 縦覧の期間

平成十九年二月十九日から同年三月十二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(七九) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十九年二月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の名称

県営玖北地区中山間地域総合整備事業(向峠地区)

二 事業の種類

用排水施設の改修

三 工事完了の時期

平成十六年十二月十日

一 事業の名称

県営玖北地区中山間地域総合整備事業(中村一号地区)

二 事業の種類

農道の整備

三 工事完了の時期

平成十四年三月七日

一 事業の名称

県営玖北地区中山間地域総合整備事業(中村二号地区)

二 事業の種類

農道の整備

三 工事完了の時期

平成十四年三月七日

一 事業の名称

県営玖北地区中山間地域総合整備事業(田ノ口地区)

二 事業の種類

農道の整備

三 工事完了の時期

平成十八年六月二十八日

一 事業の名称

県営玖北地区中山間地域総合整備事業(山崎地区)

二 事業の種類

農道の整備

三 農道の整備
 工事完了の時期
 平成十八年十一月十三日

一 事業の名称
 県営玖北地区中山間地域総合整備事業(下宇塚換地区)
 二 事業の種類
 ほ場の整備
 三 工事完了の時期
 平成十六年一月九日

一 事業の名称
 県営玖北地区中山間地域総合整備事業(上宇塚換地区)
 二 事業の種類
 ほ場の整備
 三 工事完了の時期
 平成十六年一月十五日

一 事業の名称
 県営玖北地区中山間地域総合整備事業(岡之迫換地区)
 二 事業の種類
 ほ場の整備
 三 工事完了の時期
 平成十六年三月三十日

一 事業の名称
 県営玖北地区中山間地域総合整備事業(大野換地区)
 二 事業の種類
 ほ場の整備
 三 工事完了の時期
 平成十六年九月二十九日

一 事業の名称
 県営玖北地区中山間地域総合整備事業(西谷換地区)
 二 事業の種類
 ほ場の整備
 三 工事完了の時期
 平成十六年十月二十二日

一 事業の名称
 県営玖北地区中山間地域総合整備事業(向峠換地区)
 二 事業の種類
 ほ場の整備
 三 工事完了の時期
 平成十七年三月二十五日

一 事業の名称
 県営玖北地区中山間地域総合整備事業(中山換地区)
 二 事業の種類
 ほ場の整備
 三 工事完了の時期
 平成十七年十二月十四日

(八〇) 開発行為に関する工事の完了
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
 関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年二月十六日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称
 下松市生野屋二丁目
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

平成十九年二月十六日印刷
発行

発行所

山口県知事庁

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

下松市南花岡六丁目九番一八号
有限会社ウエルカム